

鳥取県原木椎茸キャラクター名募集要領

1 目的

原木しいたけの妖精の名称を募集し決定することで、鳥取県原木しいたけブランド化促進協議会の公式キャラクターとして愛着を持って原木椎茸の普及のために活用する。

2 名称の条件

(1) 自作の未発表作品であること

3 募集方法

(1) 応募方法

【申込みフォーム】チラシに掲載のQRコードを読み取り、申し込む。

【郵送】所定の応募用紙に必要事項を記入の上、期限までに(2)応募先に郵送する。

(2) 応募先

鳥取県原木しいたけブランド化促進協議会PR事務局

(日本きのこセンターグループ菌興椎茸協同組合内)

〒680-0845 鳥取市富安一丁目84番地

TEL 0857-36-8115 FAX 0857-29-1292

(3) 応募条件

1人につき1点までとし、複数の応募が確認された場合、全ての応募は無効とする。

4 募集期間

令和7年2月1日(土)から令和7年4月20日(日)まで

5 賞品

優秀賞 1点 QUOカード5,000円分+キャラクターグッズ

佳作 2点 QUOカード2,500円分

6 表彰

審査結果は令和7年6月中旬(予定)に鳥取県公式ウェブサイト及びInstagramで公表するとともに、入賞者に直接通知します。

7 選考方法

(1) 事務局で最終選考の対象作品を選出し、しいたけ品評会で投票により優秀賞1点、佳作2点を決定します。

(2) 採用作品に複数の応募がある場合は、抽選により採用者を決定します。

8 著作権について

(1) 応募作品の著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む)、知的財産

権及びその他一切の権利は、鳥取県原木しいたけブランド化促進協議会に帰属します。

(2) 応募者は、応募作品に対し、著作者人格権に基づく権利行使は行わないものとします。

(3) 応募作品の著作権、知的財産権及びその他一切の権利に関わる問題が生じた場合は、すべて応募者の責任となります。その場合、選考結果発表後であっても採用を取り消すことがあります。

9 個人情報の取扱い

(1) 応募者の個人情報は厳正に管理し、本件審査以外の目的には使用しません。

(2) 採用作品は、応募者氏名、住所（都道府県と市町村まで）を発表します。

(3) 本名で掲載をご希望でない場合ペンネームで掲載いたします。

10 注意事項

(1) 応募にかかる費用は応募者の負担とし、応募作品は返却しません。

(2) 応募方法や募集期間が守られていない、必要事項が記入されていない等の不備がある場合、応募は無効となります。

(3) 郵送等における作品の紛失については、責任を負いません。

(4) 採用する作品については、やむを得ず補作、修正する場合があります。

(5) 同じ読み方の名称であっても、漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベットで表記が異なる場合は、別とみなします。

11 キャラクターイメージ

(1) 初めて見つかった日：1月15日

(2) 分類：妖精

(3) 性別：なし

(4) 説明：冬になるとほだ木（しいたけの菌を植え付けた木）の上に突然現れる椎茸の妖精。寒い時期になると現れ、気温が高くなってくるといつの間にかいなくなります。

(5) 性格：募集します。



12 問合せ先

鳥取県原木しいたけブランド化促進協議会PR事務局

（日本きのこセンターグループ菌興椎茸協同組合内）

〒680-0845 鳥取市富安1丁目84番地

TEL 0857-36-8115